

担当事務所
シンガポール事務所

担当者及び連絡先メールアドレス
所長補佐・大関 ozeki@clair.org.sg

国名	(記載例) 日本	シンガポール
基礎情報	人口：約 1 億2,744万人 (2019年 1 月) 面積：約37.8万km ² 首都：東京都	人口：約569万人 (2020年) 面積：約720km ² 首都：－
住民データベース	住民基本台帳 ・根拠法：住民基本台帳法 (以下「法」) ・管理主体：市町村 ・登録主体：市町村	National Registration ※法定された名称ではなく、所管する入国管理庁(ICA)のHPで使用されている表現 ・根拠法：国民登録法 (以下「法」) ・管理主体：国 ・登録主体：国
登録事項	住民票の記載事項 (法第 7 条) 氏名, 生年月日, 性別, 住所, マイナンバー, 住民票コード 等	NRICの記載事項 (国民登録規則第 4 条及び第 5 条 (以下「規則」)) 識別番号、氏名 (英語・母国語併記)、民族 (中華系、マレー系等)、生年月日、性別、国籍 (永住権所有者の場合)、出生国、発行日、住所、証明写真、指紋
住民データベースへの最初の登録 (邦人の場合)	① 出生届の提出 (戸籍法第49～52条) ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村戸籍担当窓口 (本人の本籍地, 届出人の所在地, 出生地 (病院等のある市町村)) ・必要書類：出生届, 出生証明書 (医師, 助産師, その他の者が出産に立会った場合) ・届出方式：出頭, 郵送 ↓ (出生届を受理した市町村が, 住所地でない場合, 当該市町村から住所地市町村へ通知) ↓ ② 住所地市町村が, 職権により住民基本台帳に記載 (法施行令第 1 2 条)	出生証明書の提出 (出生登録法第 9 条、出生及び死亡の登録規則第 3 ・ 4 条) ・届出義務者：父母等 ・届出先：オンライン、出生登録センター (病院など)、入国管理庁 (ICA) ・必要書類 (出頭の場合) ：医師等によって発行された出生通知 子供の両親の身分証明書 子供の両親の結婚証明書 (両親が結婚している場合) (代理人が出生を登録している場合) 子供の両親からの承認書 ・届出方式：オンライン、出頭
住所変更に係る手続の種類・方法	種類：転入届, 転居届, 転出届 期限：転入又は転居をした日から14日以内 転出届は, あらかじめ行う。 方法： ①対面 (窓口) ②郵送 (転出届のみ) ③オンライン (マイナンバーカード所有者の特例転出)	期限：転入又は転居をした日から28日以内 方法：オンライン
オンラインによる住所変更の手続	①転出時 届出者は, 転出時に各市町村のオンライン申請フォームで届出事項等を入力し, 電子署名を付し, 署名用電子証明書を併せて送信 ↓ ②転入時 届出者は転入先の市町村窓口にて転入届を提出 (出頭) ※マイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力することで転出証明書の提出不要	①オンラインで住所変更を申請。 ②新しい住所に、6桁のPINを含む書類が送付される。 ③再度オンラインで、送付されたPINを入力。 ④住所情報が更新される。

罰則	虚偽届出：5万円以下の過料（法第52条） 届出懈怠：5万円以下の過料（法第52条）	虚偽報告：2年以下の懲役、3,000ドル以下の罰金、またはその両方（規則第20条） 報告懈怠：5年以下の懲役、5,000ドル以下の罰金、またはその両方（法第13条）
国民 I D	<u>個人番号（マイナンバー）</u> ・根拠法：番号利用法 ・指定機関：市町村 ・指定対象：住民票コードが記載された住民票に係る者 ・桁数：12桁（住民票コードから変換）	識別番号 ・根拠法：国民登録法 ・指定機関：国 ・指定対象：シンガポール人および永住権保有者 ・桁数：9桁（アルファベットと数字から構成される）
I Dカード （物理的カード）	<u>個人番号カード（マイナンバーカード）</u> ・券面記載事項：氏名，生年月日，性別，住 所，マイナンバー，写真，追記欄 等 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：10年間 ・取得義務：無し ・取得方法：申請時又は受取時のいずれかで市町村窓口へ出頭 ・更新方法：転入時又は転居時に市町村窓口へ出頭し， マイナンバーカードを提出し， 券面記載事項及び電子証明書等 I C チップ内の情報を書換え → 券面記載事項に住所が含まれているため，住所が変わると， 出頭し，書き換えの手続が必要	国民登録カード（NRIC） 識別番号、氏名（英語・母国語併記）、民族（中華系、マレー系等）、生年月日、性別、 国籍（永住権所有者の場合）、出生国、発行日、住所、証明写真、指紋 ・ICチップの搭載：無し ・有効期間：無し（15歳に最初の登録、30歳、55歳時に再登録の義務あり） ・取得義務：有り ・取得方法：生体認証のため窓口へ出頭し受取（公立学校へ通う生徒は学校で生体認証・受取可） ・更新方法：オンライン申請 → 券面記載事項に住所が含まれているため，住所が変わるとオンラインによる申請が必要 新しい住所が記載されたステッカーが郵送されるため、NRICに貼付
電子ID	<u>○移動端末設備用電子証明書（スマホGP-SE）</u> ・機能：電子署名、本人確認（利用者証明） ・有効期間：マイナンバーカードの電子証明書と同一（発行の日から5回目の誕生日まで） ・取得方法：オンラインでマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて本人確認した上で取得 ※ 上記は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」に おける公的個人認証法の改正の施行後（令和4年度中）に実現	<u>○SingPass</u> ・機能：（1）電子IDとして使える、（2）SingPassを通じて政府が提供する各種オンラインサービス、例えば確定申告、中央積立金、公営住宅などに関連するオンラインサービスを利用できる ・利用方法：オンラインでNRICの情報をを用いて本人確認し登録

ICチップ・電子証明書の記録事項等	ICチップの記録事項 ・<u>券面AP</u>：表面情報（4 情報（住所・氏名・生年月日・性別）＋顔写真）と裏面情報（個人番号）の画像データ ・<u>JPKI-AP</u>：署名用電子証明書（発行番号，発行年月日，有効期間満了日，シリアル番号，4 情報等） ・利用者証明用電子証明書（発行番号，発行年月日，有効期間満了日，シリアル番号） ・<u>券面入力補助AP</u>：個人番号， 4 情報等 ・<u>住基AP</u>：住民票コード ・<u>空き領域</u>：印鑑登録証，コンビニ交付，図書館カード，国家公務員身分証明証等。市町村等が 条例等で定めるところにより利用可能 → 住所が記録されているので，住所が変わると，署名用電子証明書が失効	ICチップは使用されていない (参考) NRICの表面と裏面 
選挙制度	選挙人名簿に登録される者 引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者	選挙人名簿に登録される者 21歳以上のシンガポール国籍を有する者 ※永住権者（PR）は選挙権を有しない ※シンガポールは義務投票制であり、棄権した場合には選挙人名簿から削除（選挙権及び被選挙権の剥奪） なお、選挙人名簿への再登録は可能（ただし、正当な理由のない棄権の場合はS\$50の手数料が必要） ※投票時にはNRIC又はパスポートによる本人確認が行われる
税制度	・地方税は， 1 月 1 日時点に住民票がある市町村に納税 ・地方交付税の総額は，所得税・法人税の33.1%，酒税の50%，消費税の19.5%，地方法人税の全額。 必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があるが，国勢調査に基づいており，住民基本台帳は補足資料	・シンガポールには地方税にあたる制度はなく、全て国税として取り扱われる。 ・シンガポールにおける主な税目は、所得税（法人・個人）（Income Tax）・財貨及びサービス税（Goods & Services Tax, GST）、固定資産税（Property Tax）、印紙税（Stamp Duty）、賭博税（Betting Taxes）、遺産税（Estate Duty）、自動車関連税（Motor Vehicle Taxes）、関税（Customs & Excise Duties）、カジノ税（Casino Tax）。 ・納税者の申告に基づき税務当局が査定し賦課課税する。日本の源泉徴収にあたる制度はない。 ・識別番号は申告に際しIRAS（シンガポール内国歳入庁）のシステムにログインする際や窓口での手続き時に使用する。
医療・福祉制度，その他	・医療・介護・公的年金は，保険方式 ・住民票の記載事項に以下の事項が含まれ，各制度において活用 国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者資格に関する事項，児童手当の受給資格 ・住民基本台帳法の「世帯」を事務処理の基礎としている手続例 国保給付（療養の給付），健康保険の被扶養者認定，介護保険料徴収，生活保護の開始， 生活困窮者住居確保給付金支給，自立支援医療費の支給認定， 特別支援学校への就学奨励に係る経費支給，公営住宅の供給等，小児慢性特定疾病医療費支給， 難病患者への特定医療費支給，インフルエンザ予防接種，養護老人ホーム入所 等	・総合的な社会保障制度として、CPF（Central Provident Fund）制度が運用されている。拠出金は政府が定める一定の拠出率に従って拠出され、労働者及び事業主からの拠出金が個人の CPF 口座に積み立てられ、法定の利息が加算されていく。 ・一部の医療費等は その残高から支払うことが可能であるほか、老齢年金給付の原資となっている。公的医療保険や介護保険の保険料についても当該口座から支払う形となっている。 ・CPFの口座番号はNRIC番号と同一の番号が使われ、中央積立基金庁はCPF加入者及びその口座情報を管理するために、CPF加入者データベースを構築しており、その情報をNRIC番号で管理している。 ・本人がWEB上で残高照会を行う場合は、NRIC番号とSingPassを入力するだけで参照することができる。